



報道機関 各位

記者発表資料
令和4年7月15日（金）
問い合わせ先：教職員人事課
課長：田中
担当：北野、池田
電話：829-1654
内線：4045

教職員の懲戒処分について

さいたま市教育委員会は、地方公務員法の規定に基づき、教職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

1 処分内容等

- (1) 処分量定 懲戒処分（戒告）
- (2) 処分年月日 令和4年7月15日（金）
- (3) 職名・年齢 教諭・39歳
- (4) 学校名等 さいたま市立小学校（見沼区）
- (5) 発生日 令和4年3月29日（火）午後3時6分頃

2 事故の概要

当該教諭は、私用で普通乗用自動車を運転し、茨城県稲敷市内の一般道路を走行中、法定速度40km/hの区間を71km/hで走行したため、31km/hの速度超過で検挙された。

なお、当該教諭は、令和4年5月30日付で道路交通法違反により、罰金6万円の略式命令を受けている。